

最高裁秘書第3279号

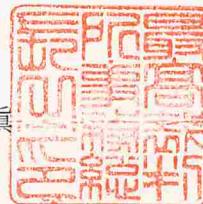
令和3年1月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書不開示通知書

令和2年12月7日付け（同月9日受付、第020757号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

保険会社が重過失免責又は保険事故が偶然でないことを主張して保険金請求訴訟に応訴している場合、保険金請求訴訟を提起した保険契約者及び被保険者が反対している場合であっても、同人らのすべての保険金請求歴に関する調査嘱託の申立てを採用することになっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。